水環境のまちニセコ

よい環境を子どもたちに残したい

【第２次ニセコ町環境基本計画／ダイジェスト版】

目次

１：序／「第２次ニセコ町環境基本計画」はどのようなものか？・・・・・・1
２：検証と現状分析／第１次環境基本計画の到達点から・・・・・・・・・・2
３：環境理念と目標像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
４：基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４－１．水と森の環境を守る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（１）水源地と地下水の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（２）水辺の環境、生態系の保護・保全・・・・・・・・・・・・・・・5
（３）水質の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（４）河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり・・・・・・7
（５）森林環境の保全・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
４－２．資源やエネルギーを大切に使う取組み・・・・・・・・・・・・・8
（１）環境と調和した安全・安心な農産物の生産・・・・・・・・・・・8
（２）自然エネルギーの導入と温室効果ガスの削減・・・・・・・・・・9
（３）省資源・省エネルギーの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・9
（４）ごみの分別と資源化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
４－３．環境プロジェクトの進行管理と評価の仕組み・・・・・・・・・・11

2011.3

ニセコ町

１：序／第２次ニセコ町環境基本計画とはどのようなものか？

１−１．第２次環境基本計画の考え方

（１）環境基本条例によって環境基本計画の策定と管理が定められている

ニセコ町環境基本条例は、第５章において、環境基本計画の策定（第５条）と管理（第６条）について定めています。この規定により、ニセコ町環境基本計画を策定します。

（２）第１次環境基本計画を継承し、第５次総合計画と整合する

本計画（第２次ニセコ町環境基本計画）は、前期の第１次環境基本計画を継承し、また、第５次ニセコ町総合計画との間で整合性を確保します。

１−２．計画を適用する期間や地域の範囲

（１）計画の期間

計画期間は、第５次ニセコ町総合計画と同じく平成 24 年度から平成 35 年度までの 12 年間の計画期間とします。

（２）計画の適用範囲

地域としての適用範囲は、本町全域とします。また、本町の特性から本計画の対象とする環境要素については、水環境を中心に、関連する緑環境や物質循環、エネルギー循環、地球温暖化対策等を範囲とします。

１−３．計画全体の進行管理と評価の仕組み

（１）計画の進行管理

計画期間 12 年間の途中、３年おきに計画の中間見直し（ローリング）を行います。

（２）計画の評価

計画の進行状況に関する評価は、毎年度行います。評価は、活動実績指標（アウトプット）※と成果指標（アウトカム）※の両面から組み合わせて行うことを目指し、活動実績指標（アウトプット）は主に行政担当者が行い、成果指標（アウトカム）は主に町民が主体的に行い、それら両者の統合により計画の総合評価を行います。

※：活動実績指標（アウトプット）：人、物、金を投入して行われる行政サービス量を指標としたものです。（例：イベントの開催日数等）

※：成果指標（アウトカム）：行政サービス（アウトプット）を提供した結果得られた住民の便益や満足度を指標としたものです。（例：イベントの満足度、イベントの参加者数、入場リピート者数等）

２：検証と現状分析／第１次環境基本計画の到達点から

２−１．第１次環境基本計画の検証から第２次環境基本計画の策定へ

平成 24 年度から始める第２次環境基本計画の策定にあたっては、行政各担当者による第１次ニセコ町環境基本計画 10 年間のローリングと担当者に対するヒアリング調査、町民による環境の現状に関するアンケート調査に基づく評価、小中学生による環境地図づくりによる評価、及び事業者に対するヒアリング調査を行いました。
さらに、これらの結果をもとに、環境審議会は 10 年間の検証を行い、第２次ニセコ町環境基本計画の策定内容に反映しました。

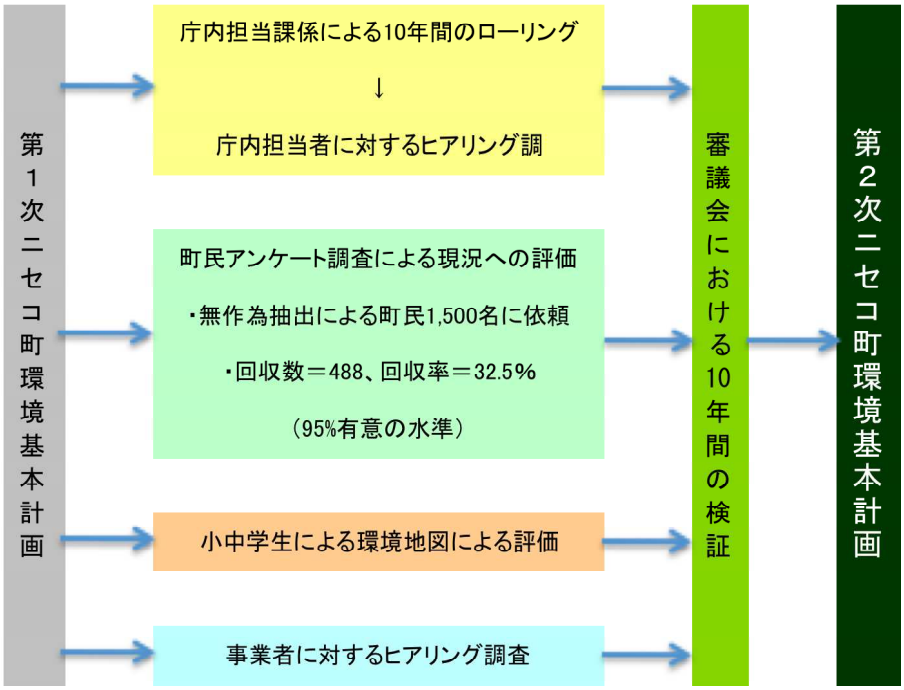

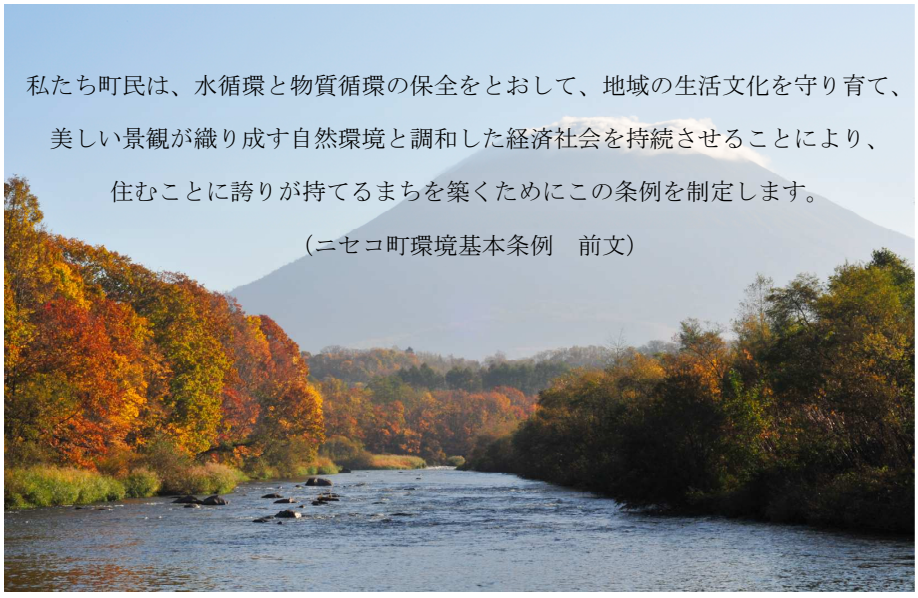

３：基本理念と目標像

３－１．ニセコ町の環境理念と 12 年後の環境目標像を描く

ニセコ町の環境目標像の実現はいまなおその実現途上にあるという認識のもと、私たちは、“この循環の環を壊してはいけない。すでに壊れかかっている環は、もう一度結びあわせたい”との想いを強くしています。これらのことから、「第２次ニセコ町環境基本計画」においても、引き続きその目標像を【水環境のまちニセコ】と定めます。

■　環境の目標像＝水環境のまちニセコ

３－２．環境目標像を実現するための計画の体系

（１）基本となる手法

環境理念に基づく目標像に近づくため、具体的な手だてを講じるための計画を体系化し、その実践手法を、次のように定めます。

（２）環境目標を達成するための環境プロジェクトによる計画の体系

ニセコ町の環境特性に沿って、多様な環境要素の中から重要な課題に絞り込み、「森と水の環境を守る取組み」と「資源やエネルギーを大切に使う取組み」を、二つの大きな柱とします。

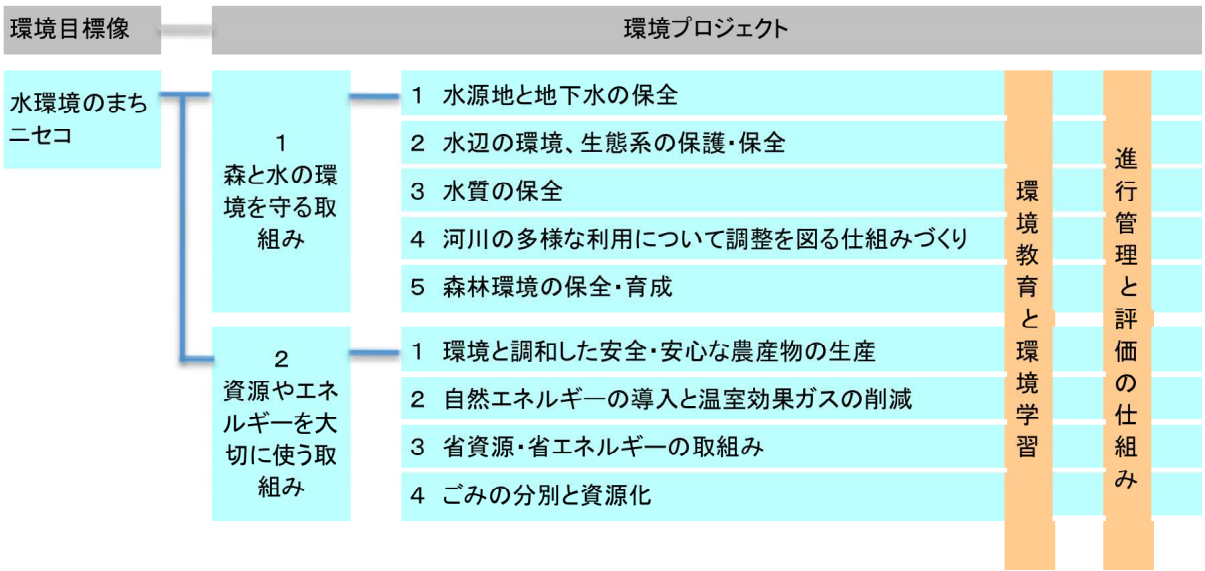

９つの環境プロジェクト

1 水と森の環境を守る取組み

1 水源地と地下水の保全

ニセコの水源地と地下水は、私たちの命と暮らしの故郷です。これをしっかり守るため、様々な仕組みをつくり取組を行います。

2 水辺の環境、生態系の保護・保全

尻別川流域の水辺環境や野生生物の自然生態系を、しっかり保護・保全します。

3 水質の保全

水質日本一を誇る尻別川流域の環境を保全するためにも、生活排水等による負荷を最大限取り除きます。

4 河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり

尻別川とその支流は、地域の生活や産業等にとって多様な利用価値を提供していますので、これを将来にわたって保全します。

5 森林環境の保全・育成

水循環の源となる森林は、野生生物の生態系が営まれる場でもあり、かけがえのない価値を有する自然環境であることから、これを保全します。

2 資源やエネルギーを大切に使う取組み

1 環境と調和した安全・安心な農産物の生産

環境と調和した安全・安心なクリーン農産物の生産を推進し、地産池消により地元の食生活を潤すと同時に、ニセコブランドの形成により地域産業の活性化を図ります。

2 自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減

ニセコの自然特性を利用して、化石燃料に依存しない自然エネルギーの導入を進めることにより、地球温暖化の防止にも寄与します。

3 省資源・省エネルギーの取組み

家庭や事業所等における省資源・省エネルギーの取組を進め、資源を大切に無駄なく使う取組を進めます。

4 ごみの分別と資源化

ごみの適切な分別を推進し資源化を一層進めることで、物質循環を効果的に推し進めます。

環境教育の視点を持って、住民の方々の取組みへの参加だけではなく、主体的な活動により計画の評価まで、まち全体での取り組みにより良好な自然環境を次代へ守り伝えていくことを目指します。

４：基本計画

４−１．水と森の環境を守る取組み

１　水源地と地下水の保全

■環境プロジェクト

（１）水道水源保護条例に基づく水源地の保全

・水源地の地権者等への理解と協力を求める

（２）地下水保全条例に基づく地下水の保全

・規制対象井戸使用・予定者に対する理解と協力を求める

・地下水の利用状況の把握に努める

・工事等による地下水脈への影響が出ないように関係機関に要請活動を行う

（３）地域住民等による水道水源地に関する情報の共有

・　水源地見学会やクリーンアップ作戦等を実践し情報の共有を図る

２　水辺の環境、生態系の保護・保全

■環境プロジェクト

（１）尻別川流域町村による尻別川の自然環境を守る広域的な活動への積極的な参加

・統一条例連絡協議会の活動を住民に周知します。

・統一条例連絡協議会と町民の意見・活動の交流の場を運営します。

・尻別川の水質保全、野生生物の生息状況等の調査や生態系の保護・保全を広域で統一的に行います。

（２）河畔等水辺環境の生物調査と観察会の実施

・　真狩川下流域やカシュンベツ川有島記念館周辺等、河川環境と人間の生産活動の関わりが可視化できる場所を選定して、親水活動の多様なプログラムをモデル的に実践します。

・　かつての澱粉工場跡や近年のマイクロ水力発電設置場所等、河川と人間の関わりを学び体験する場所の設定とプログラムをつくります。

・親水活動を指導できる人材を発掘し、「環境マイスター」として活躍できる仕組みをつくります。

（３）河畔林や魚付き林の保全・回復

・尻別川統一条例連絡協議会が流域全体として取り組む事業として提案し、自主的に実践していきます。

（４）生物多様性のシンボルとしてイトウを守る

・ 小学校におけるイトウの稚魚放流等、校外スクールを推進します。
・ イトウを守ることに実効性をもたらす新たな広域的な仕組みをつくります。
・ イトウの産卵・ふ化の適地選定と、保護活動を行う民間団体の活動に参加し支援します。

（５）地域に存在する外来種については、これ以上の侵入を防ぐ方法について検討する

・在来種と外来種の実態観察会を開催します。
・外来種のペット等をなるべく飼育しないよう、また外来種ペットの飼い方に関する啓発を行います。
・外来種の野生動物等による農業被害の実態を調べ、その駆除等の対策を進めます。

（６）本来の河川生態系を回復できるよう、河川の人工工作物を可能な限り自然に近い状態にする

・ 統一条例連絡協議会として関係機関に働きかけるよう、積極的に活動します。

（７）河川等の水辺環境やその流域全体の自然景観を保全する

・ 水辺環境や流域全体について、景観条例に基づく景観保全に取組みます。
・ 町内で保全すべきと思われる景観について、町民参加により選出し、保全に向けた取組について話し合います。

３ 水質の保全

■環境プロジェクト

（１）尻別川とその支流の水質の維持向上を図る

・水質悪化の実態把握と改善方法、防止に向けた活動を行います。

（２）合併処理浄化槽等の排水処理施設の普及に向けた支援を継続

・導入促進に向けた個別啓発を進めます。
・導入促進に向けた新たな支援策について検討します。
・大規模な営業用施設等の排水水質規制を検討します。
・洗剤等による汚染や浄化槽への影響等の勉強会を開催します。
・排水の水質や排水先について、基準に即して管理を行います。

（３）バイオトイレ等環境調和型処理システムの導入促進

・様々なタイプの処理システムについての情報収集と比較検討を行います。

（４）河畔へのごみ投棄の防止

・農業者、釣り人等への啓発を強化します。
・ 河川管理者や町民による巡回と監視活動を行います。

4　河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり

■環境プロジェクト

（１）河川の利用状況に関する情報共有の仕組みづくりを進める

・河川に関わる様々な主体と尻別川統一条例連絡協議会の定期的な情報交換等により連携活動を行います。

（２）河川の利用についてのルールづくりを進める

・民間団体や各種河川利用主体による自主的なルールづくりの促進と、行政による支援を進めます。

（３）灌漑溝や農業用排水路の水質保全や親水性の確保等に向けたルールづくり

・親水空間として、また歴史的資源として、利用している農業者だけではなく地区住民等も参加して清掃や草刈り等を行い、良好な状態に維持管理する活動を支援します。

（４）水環境に関わり活動している民間団体を支援する

・イトウ産卵適地の調査活動をしている民間団体等に対し支援します。
・河川における親水活動や環境保全活動を行っている民間団体に対し支援します。

5　森林環境の保全・育成

■環境プロジェクト

（１）天然林を守り育てる

・保全したい天然林の現況と望ましい姿について話し合い、その保全方法などについて学びあいます。
・　森林の植物や野鳥、昆虫等の観察や、野生生物のフィールドサイン等のアニマル・トラッキングを楽しむプログラムの中で、天然林の様子を観察します。

（２）水源地周辺の森林を守り育てる

・水源地周辺の森林の観察会を行い、保全方法を話し合います。

（３）人工林の育林を充実する

・森林の伐採計画に伴う植林計画の適切な遂行を見守ります。
・森林整備計画（H24 年度ー）により適切な森林管理を指導します。
・植林に際して針広混交林の形成を誘導します。
・森の手入れに向けた有志のボランティア参加の仕組みをつくります。

（４）里山（身近な自然）を育成する

・里山の現状と利活用の可能性について把握します。
・共同利用に関する地元ルールを話し合って決めます。
・里山を町民が利用できるモデル地区をつくります。

（５）間伐材等木質バイオマスの利活用を進める

・バイオマス資源としての新規利活用について、事例収集等を行いながら、可能性について調査します。

（６）温室効果ガス（二酸化炭素）を吸収する森林を植え守り育てる

・二酸化炭素を効率的に吸収する樹種や樹齢等について植林計画を作成し、適切な場所に森を造成します。

（７）保全すべき森林等を含む総合的な土地利用計画を策定する

・保全すべき自生植物群落（カタクリ、エゾリュウキンカ等）について町民参加により調査を行い、保全地区として設定します。

・ 湿地や斜面等、未利用地であっても自然生態系の観点から重要な地点については町民参加により調査を行い、保全対象として指定します。

・総合的な土地利用調整計画を策定します。

4-2．資源やエネルギーを大切に使う取組み

1 環境と調和した安全・安心な農産物の生産

■環境プロジェクト

（１）土づくりと地域循環型クリーン農業の推進

・有機資質資源確保、完熟堆肥の計画的な施用等土づくりの推進と支援を行います。

・土壌診断に基づく効率的な施肥・防除を進めます。

・ニセコ町独自のクリーン農業認証制度について検討を行います。

（２）クリーン農産物の生産と流通促進

・使用肥料や農薬に関するトレーサビリティ情報の地域内共有を進めます。

・クリーン農産物に関する技術支援と人材育成を進めます

（３）人と環境にやさしい農産物の地産地消を推進する

・ビュープラザを含め、リゾート地や町内各地に販売拠点をつくります。

・販売拠点での品質チェックシステムをつくります。

・品質を示すラベル表示システムをつくります。

（４）休耕地、耕作放棄地等を環境調和型の市民農園として活用検討する

・農地流動化支援事業や農地利用集積事業、国営農地基盤整備事業等による不耕作地の実態調査を行います。

・農地所有者と町による利用推進の仕組みをつくります。

・ 移住促進政策における、短・中・長期のお試しプログラム等として活用検討します。

2　自然エネルギーの導入と温室効果ガスの削減

■環境プロジェクト

（１）自然エネルギーの導入拡大に向けて多様な方式について検討を進める

・雪氷熱、風力、中小水力発電等の自然エネルギー利用拡大に向けた取組を進めます。

・自然エネルギーの積極的な導入により、温室効果ガスの削減を進めます。

（２）自然エネルギー研究会等の活動を支援

・自然エネルギー研究会等の活動を支援します。

（３）公共施設等を中心に自然エネルギーの導入を進める

・公共施設への地中熱利用ヒートポンプ等自然エネルギーの導入を推進します。

・導入後のコストや効果等に関する情報を公開します。

（４）民間施設への自然エネルギー導入の促進

・民間施設への導入に向けて、導入後の状況等に関する情報交換の場を運営します。

（５）スマートコミュニティの構想について研究と検討を深める

・スマートコミュニティ実現に向けて調査研究を進めます。

3　省資源・省エネルギーの取組み

■環境プロジェクト

（１）リユース・リサイクル・リデュースにもとづく生活様式の変革

・リユースの大切さについて啓発を行います。

（２）リユース・リサイクル・リデュースの定着を目指す社会教育の活性化

・DIY（※修理等を他の意味ながら自分で行うこと）等に関する啓発を行います。

（３）リユース・リサイクル・リデュースに関する情報の提供と共有

・情報を発信します。

・デマンドバス等による公共交通網の拡大展開を進めます。

・鉄道による大量輸送機関の活用を進めます。

（４）省資源・省エネルギー型の生活機器への切り替え

・低公害車への更新を進めます。

・一般住宅の省エネ改修補助を実施します。

4　ごみの分別と資源化

■環境プロジェクト

（１）ごみの分別が徹底できるよう周知を図る

・ごみの分別がわかりやすくなるような講習会や見学会等、工夫した啓発を行います。

（２）ごみの排出量の低減に向けた取組みを行う

・ごみ排出量増加傾向の背景分析を行います。
・ごみの排出量削減に向けた啓発を強化します。
・グリーン購入に関する情報提供と実践を進めます。

（３）ごみの行方についての情報を共有する

・ごみ処理や再分別のリサイクル施設等の見学会を実施します。
・生ごみの自家堆肥化を実践しているケースについては、野生動物対策を啓発します。
・堆肥センターで作られる堆肥の消費拡大を進めます。

（４）ごみ処理に関するLCA（ライフサイクル・アセスメント）の情報を共有する

・LCAによる評価算出を試行します。

（５）河畔や森林等見えない場所への不法投棄を防ぐ

・水辺における農薬や化学肥料の容器の不法投棄防止に向けた啓発活動を強化します。
・ 周辺住民からの通報、環境美化巡回、クリーンアップ作戦の実施等による法投棄の防止・抑制を図ります。
・悪質なケースに関しては、監視カメラの設置検討や警察への通報を行います。

しかし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄社会は、ニセコの自然環境に大きな影響を与え、

誇りべき水循環の輪にほころびも見受けられます。

今こそ、私たちの生活がこの自然環境に支えられてきたことを再認識し、

壊れかけた輪をもう一度直す取り組みが必要です。

（ニセコ町環境基本条例　前文）

４－３．環境プロジェクトの進行管理と評価の仕組み

環境基本計画の環境プロジェクトの実施状況を把握し、その結果について評価を行い、次のステップに結びつける進行管理については、役場担当者だけでなく、町民も参加あるいは主体的・自主的な活動として、役場と連携して役割を担うことが重要です。

（１）町による進行管理（→内部評価）

- 町は、毎年の環境プロジェクトの進行状況について把握し、翌年の事業の組み立てに反映します。
- ３年ごとの見直しに際して、進行状況の遅滞等を判断し、その原因や背景について分析を加え、次期３年間の事業に向けて必要な調整を行います。

（２）住民による進行管理と評価（→外部評価）

- 住民組織等が町と連携し、進行管理と評価の活動を行います。

（３）町と町民のそれぞれの評価の統合と「環境白書」の作成
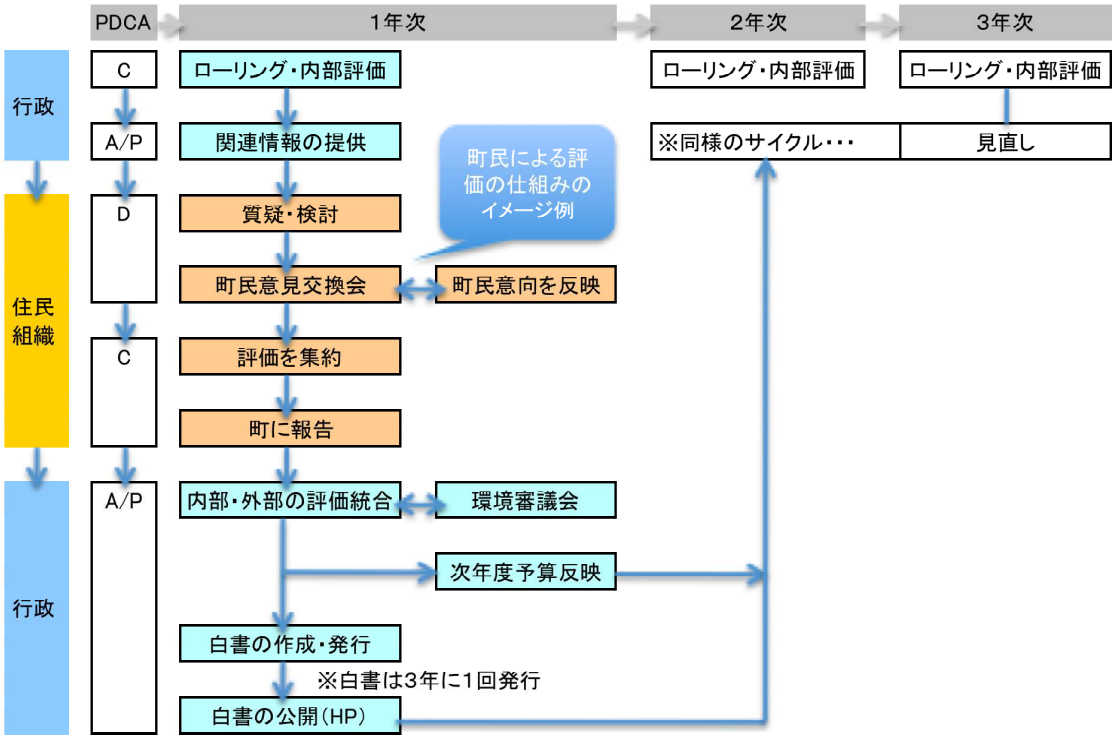
- 住民組織等からの報告を受けた町は、庁内の内部評価と環境審議会による審議の上、総合的な評価をまとめます。
- 毎年の評価を受けて、３年に１度「環境白書」を発行することとし、町のホームページに公開します。